

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき養殖施設）
発生日時	令和4年11月13日 18時00分ごろ
発生場所	広島県広島市大カクマ島西方沖 広島港 ^{にのしまやじた} 似島家下防波堤北灯台から真方位268° 1.71海里付近 （概位 北緯34° 18.8′ 東経132° 23.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ドリームランナー} Dream runner IIは、北進中、かき養殖施設に進入し、かき筏 ^{つな} を繋ぐワイヤに衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Dream runner II、20トン
船舶番号、船舶所有者等	143262、三洋企業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ及びプロペラ軸に曲損 かき養殖施設 かき筏を繋ぐワイヤに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5～9m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：17時08分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、フライングブリッジで立って操船し、所属マリーナに近接する商業施設の観覧車の灯り（以下「本件灯り」という。）を船首目標とし、約5ノットの対地速力で大カクマ島西方沖を北進していた。</p> <p>船長は、白波が立つ状況下、向かい風による波しぶきを顔に受け、目を細めて本件灯りを目視のみで針路を定めることに意識を向けていたので、かき養殖施設内を航行していることに気付かず、同施設のかき筏とかき筏を繋ぐワイヤ（以下「本件ワイヤ」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターを作動させていたが、表示された養殖施設の区域が最新のものであるか分からず、目視で判断した方がよいと思い、それを見ずに目視のみで航行しており、同プロッターにかき養殖施設の区域が表示されていたことを本事故後に知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本船のレーダーは、無線局免許の申請中で使用できなかった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、GPSプロッターを作動させていたものの、表示された養殖施設の区域が最新のものであるか分からず、目視

	<p>で判断した方がよいと思い、目視のみで本件灯りを見て針路を定めることに意識を向けて航行を続けたことから、かき養殖施設内を航行していることに気付かず、本件ワイヤに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、北進中、船長が、表示された養殖施設の区域が最新のものであるか分からず、目視で判断した方がよいと思い、目視のみで本件灯りを見て針路を定めることに意識を向けて航行を続けたため、かき養殖施設内を航行していることに気付かず、本件ワイヤに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、かき養殖施設付近を航行する際は、目視のみに頼らず、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。